

## 憲法28条に基づき勤労者の団結権や団体交渉権を認める公正判決を求める決議

東京地方裁判所及び東京高等裁判所は、昨年から今年にかけて労働組合法上の「労働者」性を認めることを前提とした中央労働委員会命令を取り消す判決を次々と下し、これらの事件は、現在、最高裁判所及び東京高等裁判所に係属している。新国立劇場事件（東京地裁平成20年7月31日判決、東京高裁平成21年3月25日判決、最高裁判所第三小法廷係属中）、ビクターアフターサービス事件（東京地裁平成21年8月6日判決、東京高等裁判所第19民事部係属中）、INAXメンテナンス事件（東京高裁平成21年9月16日判決、最高裁判所係属中・係属法廷は未定）がそれである。

これらの事件で労働組合法上の「労働者」性が争われている労働組合の組合員は、いずれも、事業主の下で、その事業遂行に必要不可欠な働き手として事業組織に組み込まれ、年間を通じて恒常的にほぼ専属的に働いている。会社に雇用されている会社員や団体で働く団体職員と同じような働き方をしているにもかかわらず、これらの組合員が会社員や団体職員であると認められないのは、事業主との間の契約の形式が、労働契約ではなく業務委託契約等の形式になっているからである。

憲法28条が勤労者に団結権や団体交渉権を保障しているのは、使用者との関係で経済的に圧倒的に劣位に立つ勤労者が、労働組合を通じて使用者と対等な交渉を行い、公正な契約条件を決定することを可能にするためである（板橋食料人民管理事件最高裁大法廷昭和24年5月18日判決）。したがって、使用者との関係で経済的に劣位にあるか、経済的に従属関係にあるかは、労組法上の「労働者」に該当するか否かを判断する重要なメルクマールである。しかるに、東京地裁は、新国立劇場事件において、「労組法上の労働者であるかどうかは、法的な指揮命令、支配監督関係の有無により判断すべきものであり、経済的弱者であるか否かによって決まるものではない」と誤った判断をしている。

前記3事件の組合員はいずれも「賃金、給料その他これに準ずる収入によって生活する者」であり、労組法3条の「労働者」に該当する。ところが、東京地裁や東京高裁は、前記3事件において、「委託者と受託者の間には法的な使用従属関係はないが、何らかの業務を受託する以上委託内容によって拘束あるいは指揮監督関係と評価できる面が認められることがあるのが通常である」（INAXメンテナンス事件東京高裁判決）などといって、組合員の労組法上の「労働者」性を否定している。これでは、どのような指揮監督関係も「業務委託契約の内容から必要と考えられるもの」とされ、組合員の「労働者」性はすべて否定されてしまうことになる。

東京地裁や東京高裁の判断は、憲法28条に違反し、勤労者の団結権と団体交渉権を否定するものであり、とうてい容認できない。私たちは、労組法上の「労働者」性に関する東京地裁、東京高裁の誤った判断を強く批判するとともに、前記3事件に係属している最高裁判所及び東京高等裁判所第19民事部が、これらの判決の誤りを正し、勤労者の団結権と団体交渉権を認める公正判決を出すことを強く求めるものである。

2009年10月26日

自由法曹団2009年総会